

江 総 務

令和 5 年 6 月 1 日

北海道知事 鈴木 直道 様

江差町長 照井 誉之介

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和 5 年（2023 年）5 月 10 日付け環境第 159 号を以て照会のあった主題について、別紙のとおり回答致します。

総務課

担当：主幹 伊藤 公

電話：0139-52-6711（ダイヤルイン）

e-mail：akira.ito@town.hiyama-esashi.lg.jp



(別紙)

(仮称) 檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見

本配慮書において、重大な影響のおそれのある計画段階配慮事項として、「騒音」、「風車の影」、「動物」、「植物」及び「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観」の5項目が選定されているが、それぞれの項目或いは事業計画全体を通じて懸念される事項について、下記のとおり意見を述べる。

1 全体的な事項

(1) 本事業は、総出力が 1,000,000 k w と大規模な洋上風力発電事業であり、また、単機出力においても、最大で 10,000～20,000 k w と国内でも最大規模の風力発電機を設置する計画であることから事業の実施にあたっては計画段階で想定し得ない環境影響が発生する可能性がある。

このため、今後の調査、予測及び評価にあたっては、最新の国内外の知見の収集に努め、専門家等から助言を得るなどし、その内容を踏まえ慎重かつ丁寧な環境影響評価を実施すること。

(2) 本事業の環境影響評価の実施にあたっては、地域住民や漁業者等に対し丁寧な説明を行い、十分な理解を得るよう努めること。

(3) 今後の事業計画の検討にあたっては、工事着手後或いは供用開始後において影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査及び予測し、その結果を総合的に評価し、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」の決定に反映すること。

(4) 方法書以降の図書の作成にあたっては、専門的な表現を可能な限り用いず解説や図表を記載するなど、地域住民や関係者等にとって丁寧かつわかりやすい図書となるよう努めること。

2 個別的な事項

(1) 騒音及び超低周波音

事業実施想定区域の周囲には、住宅や学校、病院及び福祉施設等が 5,476 件存在しており、配慮書においても騒音の影響について回避又は低減されているもの

と評価されているが、風力発電機の配置、機種等の検討にあたっては、住居等から離隔することや低騒音の機種を選定するなど、生活環境への影響に十分配慮すること。

なお、超低周波音について、計画段階配慮事項として選定されていないが、生活環境に係る影響として、追加要素として調査、予測、評価されたい。

(2) 風車の影

事業実施想定区域において、2.8 km範囲内には、配慮が特に必要な施設が46施設、住居等が6,343戸存在していることから、可能な限り離隔を取るよう風車の配置を検討することや地形を考慮した日影図を作成し風車の影の影響範囲及び影響時間を定量的に予測されたい。

(3) 動物

事業実施想定区域の周囲には、コウモリ類及び鳥類のうち海洋、海岸及び干潟等の水辺を主な生息環境とする重要な種の生息が確認されていることや、道立自然公園の特別地域に指定されている「かもめ島」は、季節ごとに渡り鳥などの飛来地となっており、バードストライクなどによる影響が懸念されることから、調査にあたっては、十分な日数及び回数を設定すること。

また、海域に生息する動物の重要な種についても、地形改変及び施設の存在に伴い、生息環境の変化による影響が生じる可能性があることから、現地調査等により、必要に応じて環境保全措置の検討を行うこと。

(4) 植物

事業実施想定区域周囲において、植物の重要な種は確認されていないが、現地調査等により、事業想定区域及びその周辺の海域に生育する植物の状況の把握に努め、必要に応じて環境保全措置の検討を行うこと。

(5) 景観

事業実施想定区域の周囲は、景観法に基づく景観計画区域に指定されており、特に本町は、北海道初となる日本遺産認定の町として、また、日本で最も美しい村連合加盟自治体として、日本海に沈む夕日などの原風景を大切にしていることから、今後の事業計画の検討にあたっては、風力発電機の配置・規模等について十分な配慮を行うこと。

なお、調査にあたっては、近景、中景及び遠景について適切な調査地点を選定し、

調査、予測、評価を行うこと。

(6) その他

江差港は、地方港湾として入港船舶及び海上入出貨物の拠点である。

また、江差・奥尻間の定期航路でもあることから、今後の事業計画の検討にあたっては、漁業関係者はもとより港湾利用関係者との十分な協議を行うこと。

特に、限られた漁場で多種多様な漁を行っている漁業関係者とは、風力発電機の配置場所や海底ケーブルの敷設の在り方など十分な協議を行うこと。

八熊商第41号
令和5年6月7日

北海道知事 鈴木直道様

八雲町長 岩村克詔



計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年5月10日付け環境第159号で照会のありました標記の件について、次のとおり回答いたします。

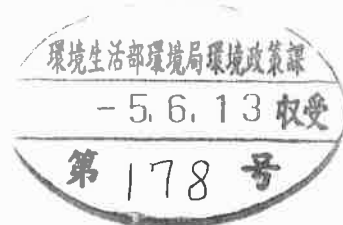
記

1 意見照会対象図書

（仮称）檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書

2 意見

- （1）事業実施想定区域内における海洋生物の生息状況及び漁場の利用状況を把握し、海洋生物の生息環境や漁場への影響を十分に調査すること。
- （2）八雲町はオオワシ・オジロワシ・イヌワシ等の希少猛禽類の飛来・営巣が確認されている。また、これらの希少猛禽類に限らない鳥類への配慮も必要なことから、詳細な調査及び予測を行い、バードストライクなどの重大な環境影響の有無について評価すること。
- （3）近隣住民への騒音及び低周波音や風車の影による環境影響について、十分に調査すること。
- （4）各検討段階において、眺望景観への配慮をすること。
- （5）地域住民及び関係団体等に対して、事業計画や環境影響に関し、具体的かつ丁寧に説明し合意形成を図ること。特に、漁業者や漁業協同組合等関係団体に対しては、海洋生物の生息環境や漁場への影響、海域の利用など漁業活動に影響が及ぶものに関して、具体的かつ丁寧に説明し合意形成を図ること。
- （6）八雲町では、「風力発電に係るゾーニング」を策定しており、陸上区域を対象としたゾーニングではあるが、風力発電に対する町の考え方をまとめているので、十分に参考のうえ、計画を検討すること。



（八雲町熊石総合支所産業課商工観光労働係）

上総企第 288 号
令和5年 5月10日

北海道知事 鈴木直道 様

上ノ国町長 工藤 昇

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年（2023年）5月10日付け、環境第159号で照会のありました件について、（仮称）檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見はありません。

〔総務課企画統計グループ〕
課長補佐 柳原 智之
0139-55-2311 内線 210



せ町第700007号

令和5年 6月 9日

北海道知事 鈴木直道 様

せたな町長 高橋 貞光



「(仮称) 檜山沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」に係るせたな町としての意見について (回答)

令和5年5月10日付、環境第159号にて意見を求められていた「(仮称) 檜山沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、配慮書に記載された計画段階配慮事項及び調査、予測、評価の手法については概ね妥当であると判断いたします。

(町民児童課環境衛生係)



乙 町 資
令和 5 年 6 月 1 2 日

北海道知事 鈴木直道様

乙部町長 寺島 努

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年5月10日付け環境第159号で照会のありました、（仮称）檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に係る意見について、下記のとおり回答します。

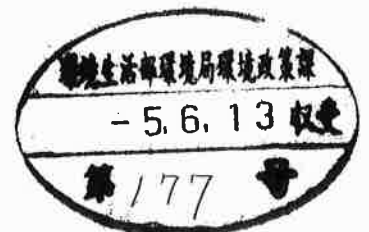
記

1 総括事項

- (1) 本事業の実施において、重大な環境影響を回避又は十分に低減することができることの根拠を示すことが出来ない場合は、事業規模の縮小などの事業計画の見直しを行うこと。
- (2) 本事業では、国内でも例のない大規模な発電施設の整備を計画していることから、想定し得ない環境影響が発生する可能性も念頭に適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 方法書以降の環境評価手続きについて、地域住民に対する説明を十分かつ丁寧にを行うとともに、図書作成に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず、地域住民が理解しやすい内容となるよう努めること。

2 個別事項

- (1) 海底ケーブル敷設に伴う地形改変、電磁場や熱の発生、工事中の水の濁りの発生等、環境影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 騒音、超低周波及び風車の影による環境影響について、適切な調査、予測及び評価を行い、環境影響が生じる場合は、発電施設を住居等から離隔するなど、環境影響の回避を行うこと。
- (3) 本配慮書において、環境影響を受ける範囲であると想定される区域は、日本海を臨む豊かな自然景観に恵まれており、本事業の実施により眺望景観に重大な影響を及ぼすことが想定されることから、市町村からの聞き取りを行うなど、再度、主要な眺望点を抽出するとともに、垂直見込角のみならず、眺望景観の遮へい、阻害の有無等適切な調査、予測及び評価を行い、景観への影響の回避を行うこと。



- (4) 本配慮書で水質の状況として示されている水浴場のほか、環境省による水浴場水質調査結果では、環境影響を受ける範囲であると想定される区域内の他の水浴場についても水質調査結果が公表されていることから、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 北海道自然環境等保全条例に基づき指定された記念保護樹木に係る環境影響について適切な調査、予測及び評価を行うこと。

(町民課資源環境係)

島 企 画 号
令和 5 年 6 月 1 日

北海道知事 鈴木 直 道 様

島牧村長 藤 澤 克

計画段階配慮書に係る意見について（回答）

令和 5 年 5 月 1 0 日付け環境第 159 号で照会のありました「(仮称) 檜山沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」に係る意見について、下記のとおり回答いたします。

記

- (1) 事業計画を詳細にしていくに当たっては、地域住民及び関係団体に対し事業内容や事業が及ぼす影響について丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、地域の特性や地域住民等の意見を踏まえ、周辺環境の保全に最大限配慮すること。
- (2) 本事業計画においては、特に配慮が必要な施設への風車の設置・供用による眺望・景観資源への影響、騒音、風車の影による影響などを可能な限り回避・低減できるよう、風力発電機設置場所等に配慮すること。
- (3) 環境保全措置を検討するに当たっては、最新の知見や先行事例、専門家の助言を取り入れるとともに、必要に応じて追加的調査、予測及び評価を実施する等、適切に対応すること。



島牧村企画課企画情報係 担当：中山

電話：0136-75-6212

E-mail：kikaku@vill.shimamaki.lg.jp

松 政 脱 号
令和 5年 5月 19日

北海道知事 鈴木 直道 様

松前町長 石山 英雄

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年5月10日付け環境第159号により照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 意見照会対照図書
（仮称）檜山沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書
- 2 意見
別紙のとおり



担当：政策財政課 脱炭素再エネ推進係
係長 川内 隆靖
Tel：0139-42-2275 内線 259
Mail：takayasu.kawauchi@town.matsumae.lg.jp

(別紙)

(仮称) 檜山沖洋上風力発電事業の計画の趣旨並びに事業内容を検討の結果、下記の事項に対し適正な対応を望みます。

(1) 住民及び漁業者等への情報提供及び周辺環境の保全への配慮

当町は本事業計画における隣接する区域であることから、事業計画を進めるにあたっては、住民及び漁業者等へ積極的な情報提供と丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、地域特性や住民及び漁業者等の意見を踏まえ、最大限配慮した環境保全措置を講じるなど、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価をするなど適切に対応していただきたい。

(2) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系

当町の南東部の白神岬周辺は、北海道と本州を渡る鳥類の渡りのルート及び休息地であり、平成21年に(財)日本野鳥の会から「白神岬と天狗山、白神岳、それに続く後背地での風力発電風車建設に対する要望書」が当町あてに提出されています。

当該計画の事業実施想定区域は、同会からの要望区域ではないものの、鳥類及び生態系への影響には十分に留意していただきたい。

また、事業実施想定区域に隣接する当町の海域は、沿岸域から沖合海底域までが生物多様性の観点から重要度の高い海域とされていることから、動植物の生息又は生育、植生及び生態系への影響には十分に留意していただきたい。

(3) 交通への影響

当町から上ノ国町を経て江差町まで通じる国道228号線は、3町をつなぐ唯一の生活道路であるほか災害発生時には重要な役割を担うことから、資材運搬等で利用するにあたっては、交通への影響を及ぼすことのないように十分に留意していただきたい。

今 未 創 第 1 号
令和 5 年 6 月 5 日

北海道知事 鈴木直道 様

今金町長 中島光弘

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年5月10日付け環境第159号にて照会のありました標記について、下記のとおり回答しますので、お取り計らい方お願いします。

記

- 1 意見
特になし

今金町未来創生推進室
TEL：0137-82-0111
FAX：0137-82-2492
メール：imk-mirai@town.imakane.lg.jp



厚 政 策
令和5年5月26日

北海道知事 鈴木直道様

厚沢部町長 佐藤正秀

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）
令和5年(2023年)5月10日付け環境第159号で照会のありました標記の件について、
意見等無い旨回答いたします。

(政策推進課政策推進係)

